

訪問看護サービス重要事項説明書

説明日: 令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 誠馨会
所在地	千葉県千葉市若葉区加曽利町1835-1
代表者名	理事長 景山 雄介
電話番号	電話:043-233-0665 FAX:043-231-2908

2. 事業所概要

事業所名称	千葉メディカルセンター訪問看護ステーション
所在地	千葉県千葉市中央区南町1丁目7番1号
指定事業所番号	介護保険:1260190538 医療保険:0190538
管理者名	穴水 リカ
電話番号	電話:043-263-5188 FAX:043-263-1462
サービス提供実施地域	事業所より片道5km以内

3. 事業の目的と運営方針

* 事業の目的

医療法人社団誠馨会千葉メディカルセンター訪問看護ステーション(以下「事業者」という)は居宅において主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者(以下「利用者」という)に対して適切な訪問看護を提供することを目的とする。

* 運営方針

・事業者は利用者が有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう利用者の身体その他の状況、置かれている環境に応じて心身の特性を踏まえて日常生活動作の維持回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養の継続に向けて支援します。
・事業の実施に当たっては地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努め、総合的な支援を心がけます。

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	午前8時30分から午後5時30分
土曜日	午前8時30分から午後0時30分

ただし、休業日は次の通りです。

- ①日曜日、国民の祝日
- ②年末年始(12月30日～1月3日)
- ③その他事業者が別に定める日

5. 職員体制

管理者(看護師)	1名
看護師	3名以上
事務職	1名

6. サービス内容

- ・主治医や多職種との連携
- ・健康上の観察: 体温・脈拍・血圧・呼吸などの一般状態
- ・日常生活のお手伝い: 清潔・食事・睡眠・排泄のケア・療養上の相談
- ・医療のお手伝い: 点滴・経管栄養・尿道カテーテル他
- ・ターミナルケア: 疼痛コントロール

7. 利用料金

- ・別紙利用料一覧表参照

8. 緊急時・事故発生時の対応

・営業時間及び時間外においても電話対応、緊急加算契約者は必要に応じて訪問サービスを行います。また、訪問看護実施中に利用者の病状急変、その他の相談や緊急事態が生じたときには状況に応じて、医師と連携し対応いたします。

<加算の契約>

* 介護保険適応の場合: 緊急時訪問看護を (利用します・利用しません)

特別管理加算が (該当します・該当しません)

・緊急時訪問看護は、場合(同月2回目からの時間外)によっては加算料金が発生します。

* 医療保険適応の場合: 24時間対応体制(緊急時訪問看護)を

(利用します・利用しません)

特別管理加算が (該当します・該当しません)

・緊急時訪問看護は、営業時間外は加算があります。

* ご状態の変化等により、途中から処置が開始となり特別管理加算が適用される場合がありますことご了承ください。

9. 非常災害時の対応

・地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発せられた場合には、サービスの提供を中止させていただく場合があります。災害時の情報・状況を把握し安全を確保した上でご利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

10. 感染症発生時の対応

・感染症の対策として、利用者やご家族の罹患や感染予測がされる場合は、訪問の時間調整や訪問内容の変更をさせていただく場合があります。また、訪問の際は感染対策用防護服を着用させていただきます。

・事業所内で感染が蔓延しサービス提供が困難な際は、訪問を中止させていただく場合があります。ただし、訪問がどうしても必要な方は、近隣の訪問看護ステーションと連携し訪問させていただく場合があります。その際は事前に情報共有のご同意をいただき、情報を共有させていただきます。

11. 高齢者障害者虐待防止に関する事項・対応

・事業者は、利用者の差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対応等の必要な体制整備を行うと共に従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

・訪問時に虐待を発見または疑われる状況を確認した場合、適時、通告・通報を行わせていただきます。

12.苦情申し立て窓口

- (1)当事業所利用者相談窓口 * 営業時間内に下記へ直接ご連絡ください
千葉メディカルセンター訪問看護ステーション 担当:管理者 穴水リカ
電話:043-263-5188 FAX:043-263-1462

(2)その他

当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

千葉県国民健康保険団体連合会	043-254-7409
中央区 保健福祉センター介護保険室	043-221-2198
若葉区 保健福祉センター介護保険室	043-233-8264
稲毛区 保健福祉センター介護保険室	043-284-6242
美浜区 保健福祉センター介護保険室	043-270-4073
緑区 保健福祉センター介護保険室	043-292-9491
千葉市介護保険管理課	043-245-5064

13.サービス利用にあたってのお願い

- ・当事業所は緊急対応体制をとっているため他の利用者の緊急対応の際や車での移動に伴い道路事情などで時間が前後する場合がありますのでご協力ください。
 - ・利用者もしくはご家族からの金銭や物品はお受けできません。
 - ・利用者以外の方の身体的な看護サービスは行うことができません。
 - ・利用者もしくはご家族等が行う宗教活動・政治活動・営利活動等の勧誘はお断りいたします。
 - ・サービス実施時の利用者、ご家族等の喫煙や飲酒は禁止とさせていただきます。
 - ・ペットは状況によってはサークル(ゲージ)に入れていただく場合がありますのでご了承ください。
- ・当事業所は看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力しております。
看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力いただけるか否かを下記にお示しください。

1. 実習生の受け入れに同意する
2. 実習生の受け入れは同意できない
3. 実習生の受け入れには条件がある(例:見学のみ)

()

訪問看護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面により訪問看護サービスの内容(変更)、訪問看護利用料金、重要な事項について説明しました。

事業者

住所 千葉県千葉市中央区南町1丁目7番1号
名称 千葉メディカルセンター訪問看護ステーション
所長 穴水 リカ
説明担当者

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護サービスの内容(変更)、訪問看護利用料金、重要な事項の説明を受けました。又、上記加算についての説明を受け、これに同意しサービスを申し込みます。

<利用者>

住所

電話番号

氏名

㊞

<家族・代理人>

住所

電話番号

氏名

㊞
